

## 「平成 29 年度 大阪市プログラミング教育推進事業」の実施にかかる 協力事業者の募集について

「大阪市プログラミング教育推進事業」の実施について、公募により研究協力等を行う事業者を募集します。

平成 29 年 1 月 11 日

# 募 集 要 項

## 目 次

第 1 章	業務の内容に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第 2 章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 3
第 3 章	選定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第 4 章	その他の事項	・ ・ ・ ・ ・	P 5

### 第 1 章 業務の内容に関する事項

#### 1 事業の目的と概要

次期学習指導要領における「小学校段階からのプログラミング教育」の導入検討を踏まえ、本市のプログラミング教育の推進に向けた授業づくりや体験学習、教員の研修等に取り組み、その成果の普及を図る。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つ教材や、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く協力企業を募集する。

#### 2 基本条件・事業の実施方針

- (1) 小学校では、プログラミング教育を行う単元を位置づけ、協力校と連携して各学校の実情等に応じた授業づくりを行うことを基本とする。
- (2) 中学校では、技術・家庭科（技術分野）における授業づくりを協力校と連携して行う。
- (3) その他、プログラミング教育体験機会の充実を目指した出前授業や教材の貸し出し等の企画提案を募集する。
- (4) 授業づくりへの協力や教材・ソフトの提供、教員の研修等を、無償で実施できる民間事業者を募集する。
- (5) 本市の学校の ICT 環境（仕様書に記載）で導入可能な教材・ソフトを活用した授業づくりができることを条件とする。

### 3 業務の範囲

(1) 業務の名称

大阪市プログラミング教育推進事業

(2) 事業実施期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(3) 実施場所

協力校となる各小中学校にて、授業づくり等を連携して実施する。

(4) 業務の内容等

別紙 2-2「平成 29 年度 大阪市プログラミング教育推進事業仕様書」のとおりとする。

### 4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守すること。

(1) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、交通費等のすべての経費は事業者の負担とする。

イ 事業実施に必要な教育委員会所有の機器・環境は、無償で使用可能とする。

ウ 業務を遂行するために必要な経費について、本市は一切の費用を負担しない。

(2) 再委託の禁止

事業者は、業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等、業務の主たる部分を再委託することはできない。また、上記以外の委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

ただし、事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

(3) 事業実施の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消し又は変更をすることがある。

ア 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

イ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

ウ 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき。

エ その他管理運営上において、本市が必要と認めたとき。

(4) 損害賠償

事業者は、その責に帰する事由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではない。

## (5) 法令の遵守

本事業の実施にあたっては、大阪市個人情報保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守すること。

## 第 2 章 選定にあたっての手続き等に関する事項

### 1 応募資格等

(1) 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとする。

ア 企画提案書の提出時において、「大阪市プログラミング教育推進事業協力事業者募集要項」および「仕様書」(別紙 2 - 2) に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。

イ 直近 1 ヶ年において、国税及び地方税について未納がないこと。

### 2 スケジュール

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 公募開始      | 平成 29 年 1 月 11 日 (水)    |
| (2) 質問受付締切    | 平成 29 年 1 月 18 日 (水)    |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成 29 年 1 月 30 日 (月)    |
| (4) 選定結果通知    | 平成 29 年 2 月 20 日 (月) 予定 |
| (5) 事業開始日     | 平成 29 年 4 月 1 日 (土)     |
| (6) 事業完了      | 平成 30 年 3 月 31 日 (土)    |

### 3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、大阪市教育委員会事務局のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 企画提案書

ア 受付期間

平成 29 年 1 月 11 日 (水) ~ 平成 29 年 1 月 30 日 (月)

午前 9 時 ~ 午後 0 時及び午後 1 時 ~ 午後 5 時 30 分

**ただし、最終日 (1 月 30 日) は午後 0 時までとします。**

**※申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、「エ 提出場所」の担当に相違なく送付してください。**

イ 企画提案書の内容

① 本事業に対する考え方

② 業務実施体制

(i) 協力内容について

教材提供・研修・打ち合わせ等、プログラミング授業づくりに協力

可能な内容および校数等

(ii) 提供教材の仕様

台数・必要な動作環境（I C T環境含む）等

③ 提案のポイント

④ 会社概要・教育現場における事業実績等

ウ 提出書類

応募する事業者は、次の必要書類を、正本1部、副本5部（副本は複写可）の計6部提出する。ただし、提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本5部には記載しないととも、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わない。

① 参加申請書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 法人又は団体の概要（様式第3号）

④ 企画提案書（様式第5号）

⑤ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

※法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し、直近の法人税納税証明書（その2）を提出すること。ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出すること。

⑥ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）

エ 提出先

〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 1-1-6

担当 大阪市教育センター管理担当

電話番号 06-6572-0263 FAX 番号 06-6571-7924

メールアドレス [ua0070@city.osaka.lg.jp](mailto:ua0070@city.osaka.lg.jp)

(2) 質問の受付

ア 受付締切 平成29年1月18日（水）午後0時まで

イ 提出方法 「公募に係る質問票（様式第4号）」に記載し、  
[ua0070@city.osaka.lg.jp](mailto:ua0070@city.osaka.lg.jp)までEメールにて提出すること。

ウ 回答 平成29年1月25日（水）に大阪市教育委員会事務局ホームページにて回答を公開する。

### 第3章 選定に関する事項

#### 1 審査・選定

##### (1) 選定基準

協力事業者としてふさわしい提案を行い、かつ十分な実績を持つ事業者を選定する。

##### (2) 選定事業者数

最大5社。(授業づくりの協力校数が5校程度のため)

##### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

##### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての提案者に通知し、また、大阪市教育委員会事務局ホームページに掲載する。

### 第4章 その他の事項

#### 1 提案に対する費用、条件等

(1) 企画提案書等の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(3) すべての提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

(5) 期限後の提出、差替え等は認めない。

(6) 本公募は事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

(7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募参加は無効となる。

#### 2 問い合わせ先

〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 1-1-6

担当 大阪市教育センター管理担当

電話番号 06-6572-0263

FAX 番号 06-6571-7924

メールアドレス [ua0070@city.osaka.lg.jp](mailto:ua0070@city.osaka.lg.jp)